

消防庁による住宅用火災警報器の設置率等の 調査結果がまとまりましたのでお知らせします。

1 新潟県における住宅用火災警報器設置状況（平成29年6月1日時点）

平成29年6月1日時点の調査結果及び平成28年6月1日の調査結果は下表のとおりであり、県内では以下のような状況にあると考えられます。

- ① 全国の調査結果と同様に、3割強の住宅で十分な設置がなされていません。
- ② 住宅用火災警報器を設置しているものの、義務づけられた全ての箇所に設置していない世帯が相当数あります。

	平成28年6月		平成29年6月	
	設置率 ^{注1}	条例適合率 ^{注2}	設置率	条例適合率
新潟県	83.1%	68.2%	83.7%	66.1%
全国	81.2%	66.5%	81.7%	66.4%

（消防本部別の結果は別紙1）

注1) 設置率とは、市町村条例で設置が義務付けられている寝室や階段のうち、一箇所以上設置されている世帯の割合。

注2) 条例適合率とは、市町村条例で設置が義務付けられている寝室や階段の全てに設置されている世帯の割合。

（参考）県内の住宅用火災警報器の維持管理状況調査について
作動確認を行った世帯のうち2.4%で、電池切れや故障が確認されました。

2 県の対応

- ① 引き続き、消防本部と連携し、住宅用火災警報器の設置場所や火災予防に対する有効性等について、より一層周知を徹底し設置促進を図っていきます。
- ② また、新築住宅への設置が義務化された平成18年6月から10年以上経過していることから、適切な維持管理についても周知し、併せて交換するときには、逃げ遅れ防止等に、より有効な連動型住宅用火災警報器を設置するよう呼びかけていきます。
- ③ さらに、住宅建築関係業界やガス業界、消費者団体、福祉関係団体等、県民の皆様と身近に接する機関とより幅広く連携し、直接チラシの配布や声かけなどを行っていきます。

3 その他

全国の調査結果は下記のURLのとおりです。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/08/290829_houdou_2.pdf

本件についてのお問い合わせ先
防災局消防課予防係 西潟、加藤
直通電話：025-282-1665（内線6444）

消防本部別設置率及び条例適合率（平成 29 年 6 月 1 日時点）

消防本部	構成又は委託市町村	設置率	条例適合率
新潟市消防局	新潟市	85%	63%
長岡市消防本部	長岡市	76%	63%
三条市消防本部	三条市	79%	72%
柏崎市消防本部	柏崎市、出雲崎町、刈羽村	94%	87%
小千谷市消防本部	小千谷市	85%	73%
見附市消防本部	見附市	83%	70%
村上市消防本部	村上市、関川村、粟島浦村	73%	64%
糸魚川市消防本部	糸魚川市	81%	57%
五泉市消防本部	五泉市	89%	75%
阿賀野市消防本部	阿賀野市	70%	53%
佐渡市消防本部	佐渡市	75%	55%
魚沼市消防本部	魚沼市	80%	64%
南魚沼市消防本部	南魚沼市、湯沢町	88%	77%
阿賀町消防本部	阿賀町	97%	83%
加茂地域消防本部	加茂市、田上町	83%	62%
燕・弥彦総合 事務組合消防本部	燕市、弥彦村	82%	65%
新発田地域広域 事務組合消防本部	新発田市、胎内市、聖籠町	75%	56%
十日町地域消防本部	十日町市、津南町	92%	68%
上越地域消防 事務組合消防本部	上越市、妙高市	94%	79%
新潟県		83.7%	66.1%
全 国		81.7%	66.4%

※全数調査ではなく標本調査のため、標本誤差が含まれます。

とりわけ、調査世帯数が少ない消防本部では、必ずしも実態を正確に反映しているとは限りません。



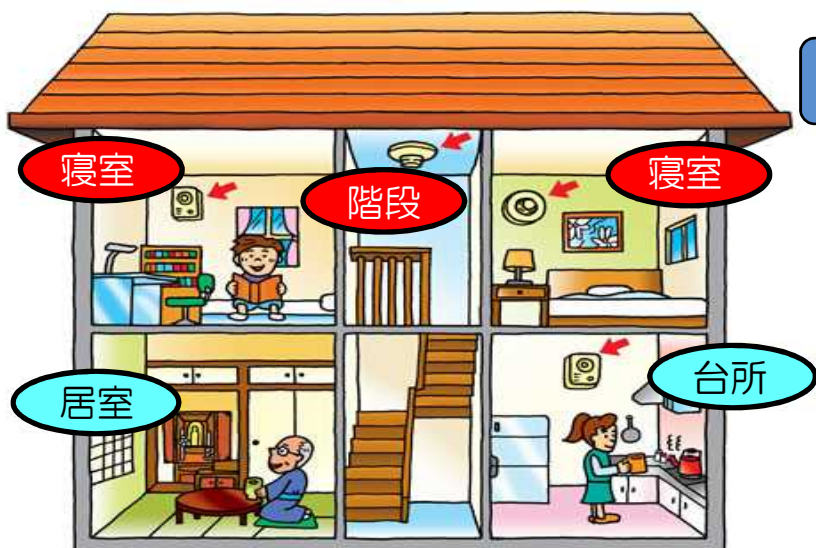
住宅用火災警報器を設置しましょう

①全ての寝室と階段(寝室が2階以上にある場合)に必ず設置してください。

- 全ての住宅に設置が義務付けられています。
- 県内の3割の住宅でまだ十分な設置がなされていません。

②台所、居間など火気を取り扱う場所への設置もお勧めします。

③作動テストなど定期的な維持管理をお願いします。
(電池切れや故障している場合があります。)



設置例



- 必ず設置
- 設置をお勧め

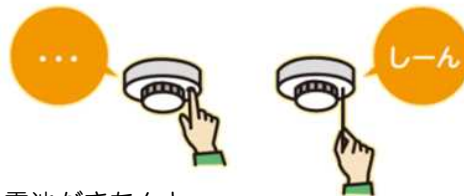
住宅用火災警報器が電池切れしたり、故障していないかボタンを押すか ひもを引いて 確認しましょう。

正常をお知らせするメッセージ
または火災警報音が鳴る。



警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない。



電池がきちんと
セットされているかご確認ください。

引き続き1か月に1回
作動確認をお願いします。

電池切れか機器本体の故障です。
取扱説明書をご覧ください。



住宅用火災警報器が命を守っています



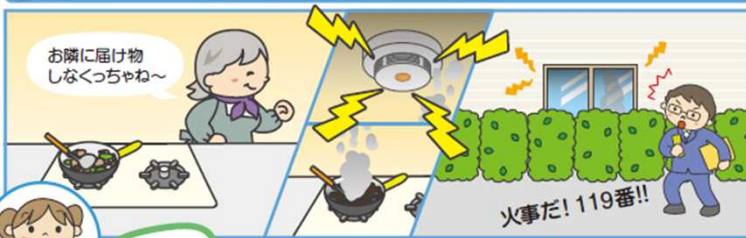
火事です！
火事です！



住宅用火災警報器の設置により大事に至らなかった事例が、新潟県内で301件報告されています。

(新築住宅への設置が義務化された平成18年以降で消防本部・署に連絡があったもの)

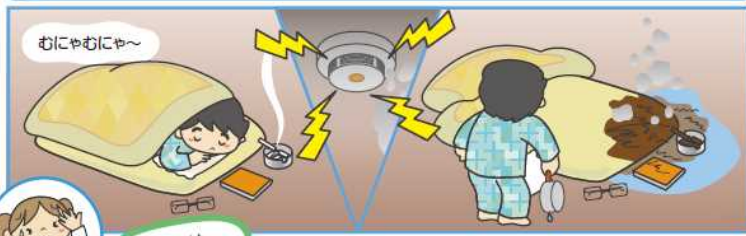
事例1 コンロを消し忘れて外出してしまい…



コンロを消し忘れて外出してしまい、鍋を空だきしたが、台所の住宅用火災警報器が鳴り、家の近くを通りかかった人が気づき、大事に至らなかった。



事例2 眠る前にタバコを吸ってしまい…



布団に着火したが、住宅用火災警報器が鳴って目が覚め、煙が出ていた布団に水をかけて消火し、大事に至らなかった。



住宅用火災警報器は10年を目安に交換をオススメします。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。10年を目安に交換しましょう。交換時は連動型住宅用火災警報器の設置をおすすめします。



住宅用火災警報器 交換のおすすめ

10年たったら、とりカエル。

販売店

ガス事業者、ホームセンター、家電量販店等

〈お問い合わせ先〉

お近くの消防本部・署または
新潟県防災局消防課まで（電話：025-282-1665）

住宅用火災警報器について、県のHPでも紹介しています。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1250539425278.html>